

ケースワーク①

【ケース】

X教授（研究者X）から、あなたにメールが届きました。

【メール内容】

「私の研究費を使用して、備品A（80万円）を購入したいので、手続きを進めてほしい。十分な予算があるので問題はありません。よろしくお願いします。」

あなたは、誰に（どのように）、何を確認し、処理しますか？

個人で考える 5分間

グループディスカッション 5分間

「研究費」って？ 「備品Aを購入」って？ 「十分な予算」？

ケースワーク①

【論点1】

「研究費」について

○ 内部資金

機関配分経費

○○長裁量経費

○ 外部資金

① 補助金 (例 科研費)

② 国からの委託費
(例 JSTのA-STEP)

③ 民間との産学連携
(例 受託・共同研究)

④ 寄附金

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律
産業技術力強化法
科研費「補助条件・交付条件 (使用ルール)」
受託 (委託) 研究契約書 etc.

【適用ルール】
内部規則

【適用ルール】
各種法令・契約書
資金固有の補助条件等
内部規則

【適用ルール】
契約書・内部規則

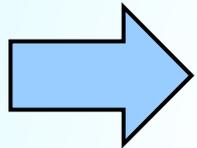
【適用ルール】
内部規則

ケースワーク①

【論点2】

「備品A（80万円）を購入」について

- 内部資金・内部規則のみが適用される外部資金



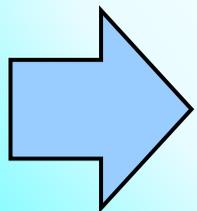
「内部規則」に抵触しないかのチェック

- 競争的資金などの外部資金

- ① 補助金（例 科研費）
- ② 国からの委託費
（例 JSTのA-STEP）

【適用ルール】

各種法令・契約書
資金固有の補助条件等
内部規則



「内部規則」だけでなく、当該外部資金の「補助条件」などの
「使用ルール」で「購入」できるかがポイント

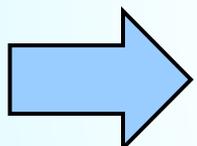
ケースワーク①

【論点2】

「備品A（80万円）を購入」について

「使用ルール」の規定（科研費「交付条件」2-1を基にしている）

研究代表者及び研究分担者は、直接経費の公正かつ効率的な使用に努めなければならない、**他の用途への使用**及び**この交付条件に違反する使用をしてはならない。**



この「使用ルール」でみると、**「用途」**がポイント

「備品A」を「**何の研究に使用するか**」がポイント
科研費の研究以外に使用するのであれば、「**購入できない**」

「なぜ購入が必要なのか？」については、重要ではない
「理由書」なども提出する必要はない

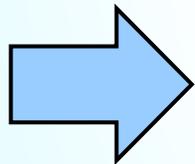
ケースワーク①

【論点2】

「備品A（80万円）を購入」について

「使用ルール」の規定（厚労科研「補助条件」を基にしている）

価格が50万円以上の機械器具については、賃借が可能な場合は原則として賃借によることとする。ただし、賃借が不可能でない場合、又は、購入した場合と研究期間内で賃借をした場合とを比較して、購入した場合の方が安価な場合等は、購入して差し支えない。



この「使用ルール」でみると、「賃借との比較」がポイント

「備品A」を「当該研究に使用する」ことは当然であるが、
「賃借との比較」が必要

「賃借」と「購入」それぞれの「見積書」を入手することが必要

ケースワーク①

【論点3】

「十分な予算がある」について

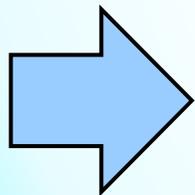
設定①

物品Aが「80万円」 予算「資金A 150万円」

設定②

物品Aが「80万円」 予算「資金A 50万円」
「資金B 50万円」

②の場合、「合算使用」しなければ、購入できない



適用を受けるすべての「使用ルール」で**「合算使用ができること」**がポイント

予算全体の状況、「使用ルール」を把握する
必要がある

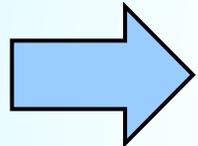
ケースワーク①

予算全体の状況、「使用ルール」を把握する必要がある

厳しい

「内部規則」

「外部機関の定めた使用ルール」

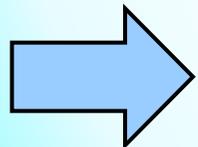


「外部機関の定めた使用ルール」が優先的に適用される

厳しい

「内部規則」

「外部機関の定めた使用ルール」

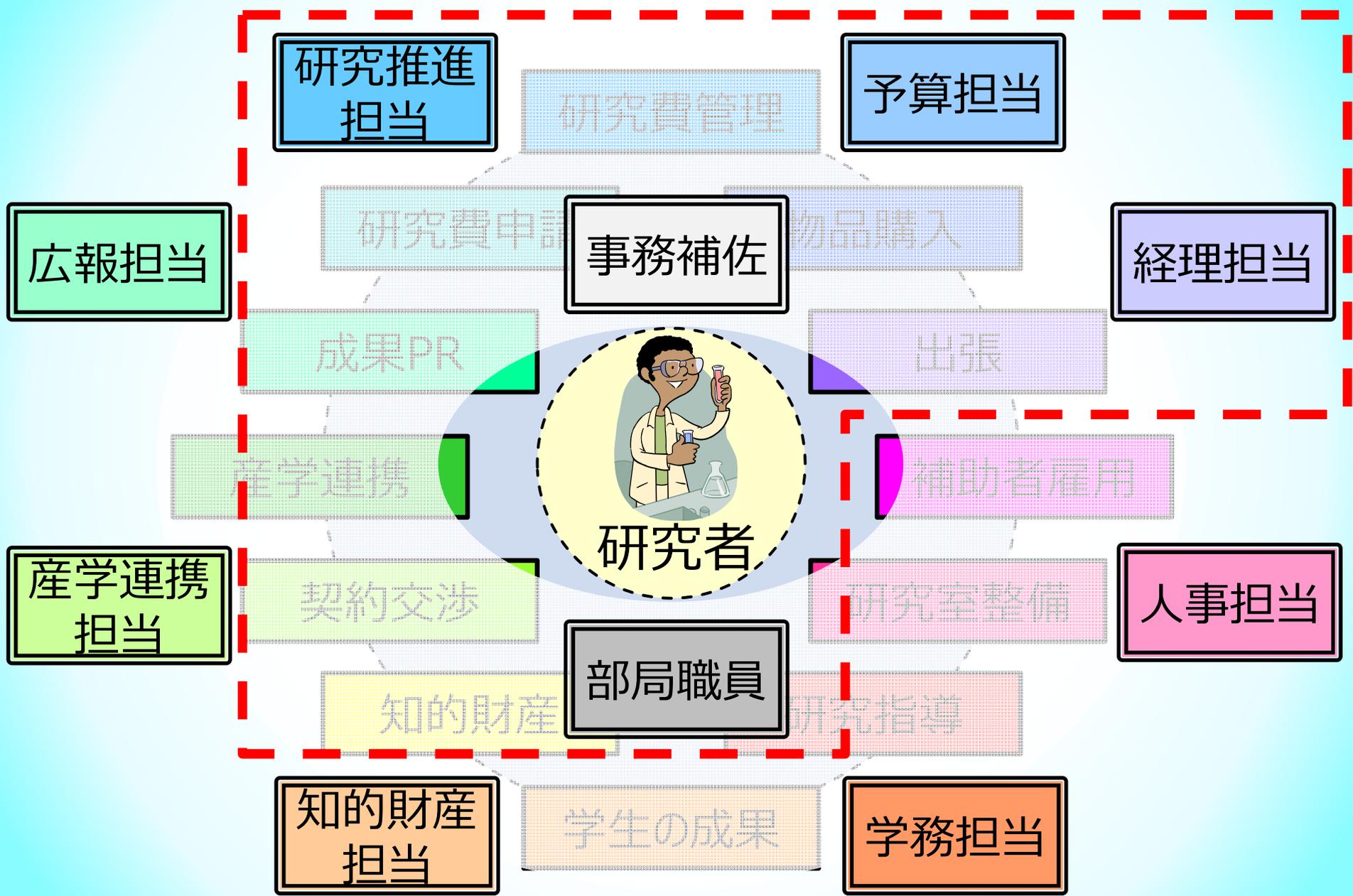


「内部規則」が優先的に適用される

でも・・・

「内部規則」が過度な研究の制限になっていないだろうか

研究者を取り巻く業務



ケースワーク②

【ケース】

学生から、あなたに相談がありました。

【内容】

「Y教授に言われてきました。わたしの修士論文の内容が、先生たちの大事な研究成果と関わっているので、発表会などを非公開にしてほしいのですが・・・」

あなたは、誰に（どのように）、何を確認し、処理しますか？

個人で考える 5分間

グループディスカッション 5分間

「研究成果」って？ 「非公開」って？ 「論文」はどうするの？

ケースワーク②

【論点1】研究成果ってどんなものがあるの？

・学術論文

NATURE

〇〇大学紀要

・学会発表

〇〇学会 招待講演

〇〇学会 ポスター発表

・書籍

〇〇博士 著作集

共著出版

・知的財産権

特許

意匠

プログラム

・有体物

新規物質

研究ノート

・報告書

〇〇機構 委託研究報告

〇〇財団 助成報告

・学位論文

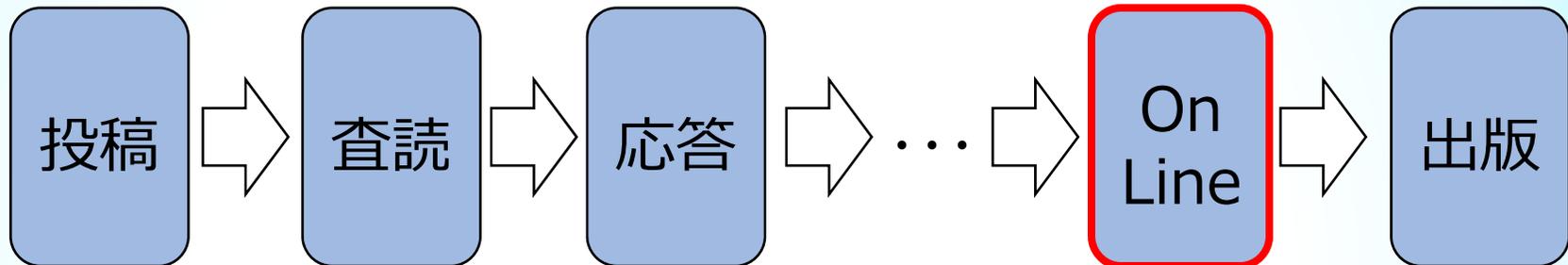
卒業・修士論文

博士論文

ケースワーク②

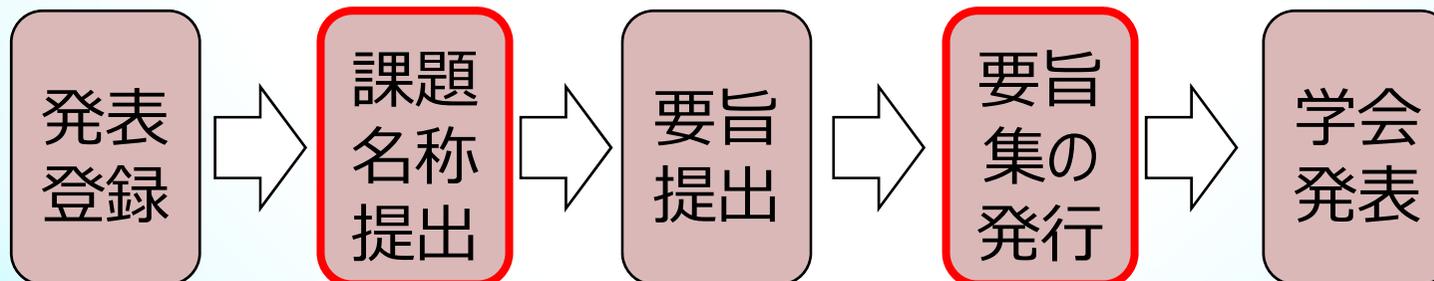
・学術論文

学術雑誌への投稿を例に



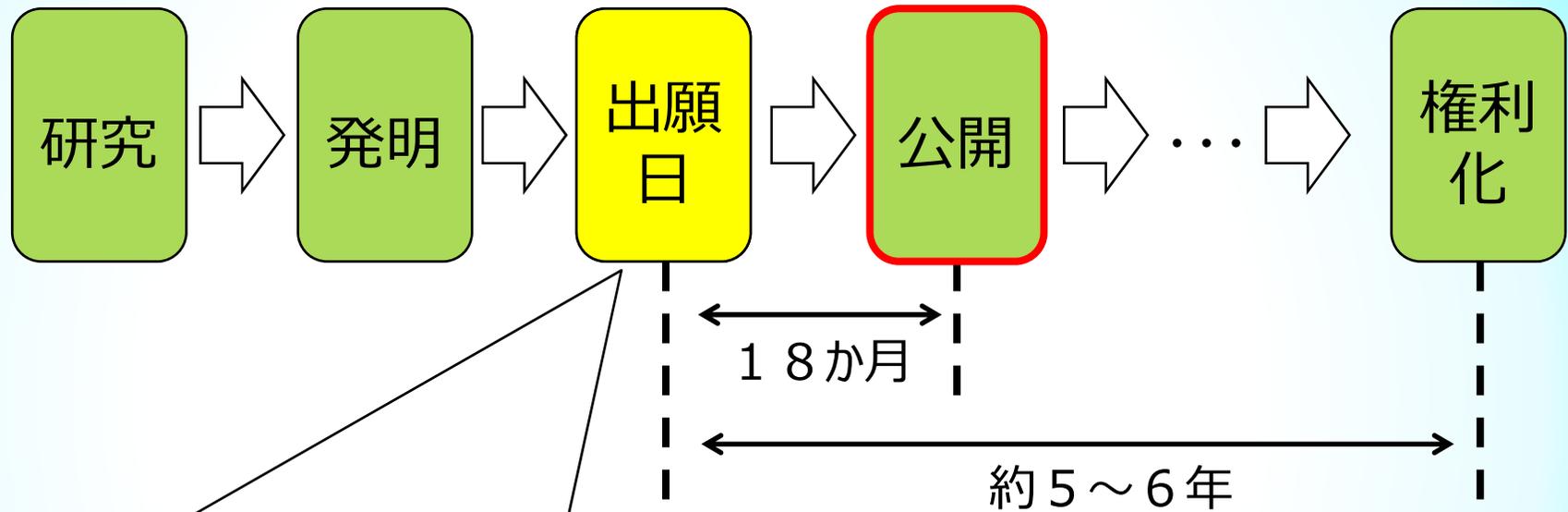
・学会発表

オーラル発表を例に



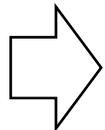
ケースワーク②

特許権



出願日
よりも前に

学会発表していると
研究成果として、HPでPRしていると
論文がオンライン公開されていると
契約関係の無い民間企業の人に話をしていると
補助金に応募していて、採択の結果概要が公開されていると



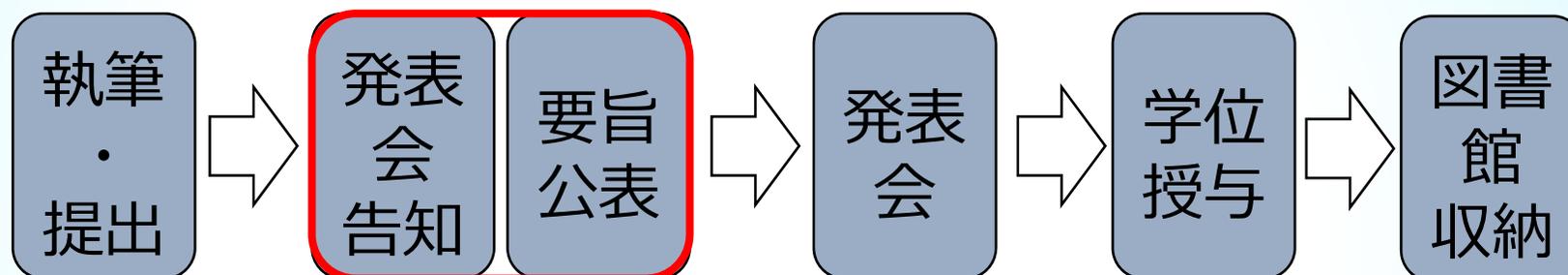
特許性（権利化の可能性）がなくなる

ケースワーク②

学位論文

・学位論文

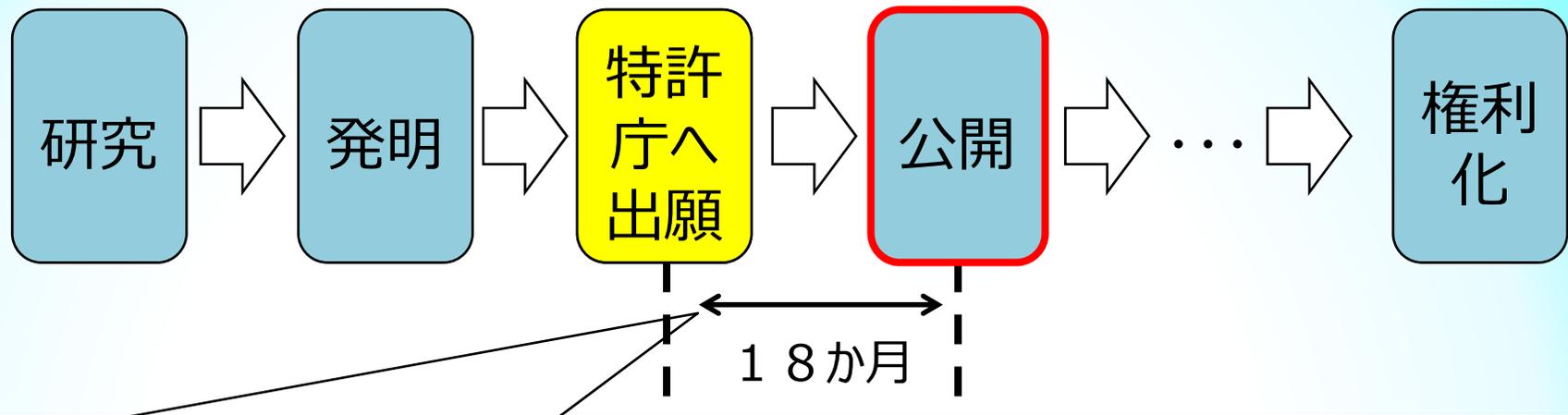
卒業論文・修士論文を例に



学部・研究科の取り扱いルール

- | | |
|-----------|----------------------|
| 論文発表会の有無 | ・・・ 出席者 審査員のみ or 誰でも |
| 発表会告知の範囲 | ・・・ 日時のみ 発表者も タイトルも |
| 論文要旨集の有無等 | ・・・ 発行の有無 配布時期 |
| 論文発表会の公開性 | ・・・ 公開 制限あり (秘密保持) |
| 図書館収納のルール | ・・・ 収納義務 開示制限の可否 |

ケースワーク②

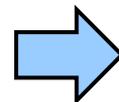


発明の内容だけではなく、**すべての情報が未公開状態**

当事者が公開しない限り、他者には出願した事実すら分からない

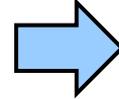
産学連携している企業などの共有者（利害関係者）が存在する場合

「出願前」の公表

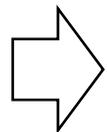


特許成立せず

「特許公開」前の公表



秘匿できる利益の喪失



大学側・研究者側の事情だけで「公開」できない

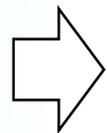
産学連携の「契約書」などの状況を確認する必要がある

ケースワーク②

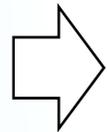
研究を取り巻く状況を把握する必要がある

【研究に関わっている研究者・研究機関】

他機関との共有の成果を勝手に公開してしまうと・・・



「共同研究契約書」などに抵触する



大学側の事情（無知・ミス）で、他機関などに不利益を与えた場合、法的な問題が生じる

【研究に関わっている部署】

- 他機関との産学連携 …… 産学連携担当・センターなど
- 特許などの知的財産 …… 知財担当・知財本部
- 研究成果のプレスリリースなど …… 広報担当・渉外担当

研究者を取り巻く業務

